

**『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ  
子ども・子育て支援金制度についてのお知らせ**

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。  
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設されました。  
つきましては、子ども・子育て支援金制度の概要についてご案内申し上げます。

## 1. 子ども・子育て支援金制度の概要

子ども・子育て支援金が2026年（令和8年）4月分から健康保険料・介護保険料と合わせて徴収が開始されます。

<支援金額の計算方法>

基本的には健康保険料の算出方法と同様です。支援金は、社員と事業主で折半して負担します。

- ◆給与：健康保険料の標準報酬月額 × 支援金率
- ◆賞与：標準賞与額 × 支援金率

※協会けんぽの令和8年度支援金率は現時点で「0.23%」の予定です。（このうち、社員負担分として使用する率は「0.115%」となります。）

※徴収対象者は、健康保険の加入者と同一です。健康保険を喪失した場合、子ども・子育て支援金も徴収がなくなります。

<徴収開始について>

令和8年4月分から徴収が開始されますが、会社によって以下のように開始月が異なります。

給与／賞与	徴収開始月
給与（翌月徴収）	5月支給日の給与
給与（当月徴収）	4月支給日の給与
賞与	4月支給日の賞与

- 詳細はこども家庭庁ホームページの「子ども・子育て支援金制度について」等をご参照ください。  
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>)

## 2. システムの対応について

子ども・子育て支援金に関する項目・支援金率の追加および支援金の計算等の対応を行います。

リリース時期は2026年3月中旬を予定しています。なお、詳細な対応内容および操作方法は、3月リリース時に資料をご提供します。

※3月リリース分のシステム更新後、最初に行う作業は子ども・子育て支援金の支援金率の設定となります。

（対象者および徴収開始月は、『給与明細書入力』または『賞与明細書入力』の明細書作成時に自動で判定を行います。支援金率の設定は『会社基本情報登録』の[保険料 被保険者負担率]で対応予定です。）

※健康保険料と同様の算出方法となるため、『算定基礎届』および『月額変更届』にも改修が入ります。

これにより、定時決定および随時改定後の結果が子ども・子育て支援金に反映します。また、『保険料変更通知書』に支援金欄を追加します。

以上